

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和 7 年度の健康保険料率及び介護保険料率（協会けんぽ）が公開されました

令和 7 年度の協会けんぽの都道府県別健康保険料率及び介護保険料率が公開されました。
今月のニュースレターでは、令和 6 年度からの変更点についてご案内いたします。

■ 令和 7 年度の健康保険料率・介護保険料率（協会けんぽ）

令和 7 年度の都道府県別健康保険料率及び介護保険料率が公開されました。
令和 6 年の都道府県別健康保険料率及び介護保険料率と比較をすると以下のような変更点があります。

- ・ 大分県以外の 46 都道府県で料率変更
- ・ 全国平均については 10% を維持
- ・ 介護保険料率は 1.60% → 1.59% に引き下げ

東京都の令和 6 年度の健康保険料率及び介護保険料率は以下のとおりとなります。

	令和6年度	令和7年度
健康保険料率 (東京都)	9.98%	9.91% (0.07%引き下げ)
介護保険料率 (全国一律)	1.60%	1.59% (0.01%引き下げ)

その他の県の令和 7 年度の協会けんぽ健康保険料率は、埼玉県で令和 6 年度から 0.02% 引き下げられ 9.76% に、神奈川県では 0.1% 引き下げられ 9.92% の健康保険料率となります。一方で千葉県では令和 6 年度から 0.02% 引き上げられ、9.79% となります。

全国の令和 7 年度健康保険料率については以下の URL よりご確認ください。

参考 URL：協会けんぽ「令和 7 年度の協会けんぽの保険料率は 3 月分（4 月納付分）から改定されます」
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/q7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/>

適用時期については令和 7 年 3 月分（4 月納付分）の保険料額から適用となります。

なお、健康保険組合の保険料率につきましては、各健康保険組合のホームページをご確認ください。

◆ 3 月の労務スケジュール

- ～3/31 2月分社会保険料納付
- ～3/10 2月分源泉徴収税額住民税額の納付